

非常電源設備の設置に係る審査基準（設置場所と保有距離）

この基準は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）第 12 条第 1 項第 4 号に規定する非常電源専用受電設備（同号イ(ホ)の規程を除く）、自家発電設備、蓄電池設備（以下「非常電源設備」という。）の設置場所と保有距離に係る審査について必要な事項を定める。

1 用語の定義

(1) キュービクル式

省令第 12 条第 1 項第 4 号イ(二)(1)に規定する消防庁長官が定める基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号の規定による。）に適合するキュービクル式の非常電源設備並びに犬山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項第 3 項及び同条第 2 項に規定する、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のことをいう。

(2) 不燃材料

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。

(3) 防火設備

建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。

(4) 不燃専用室

省令第 12 条第 1 項第 4 号イ(二)に規定する不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた専用の室をいう。

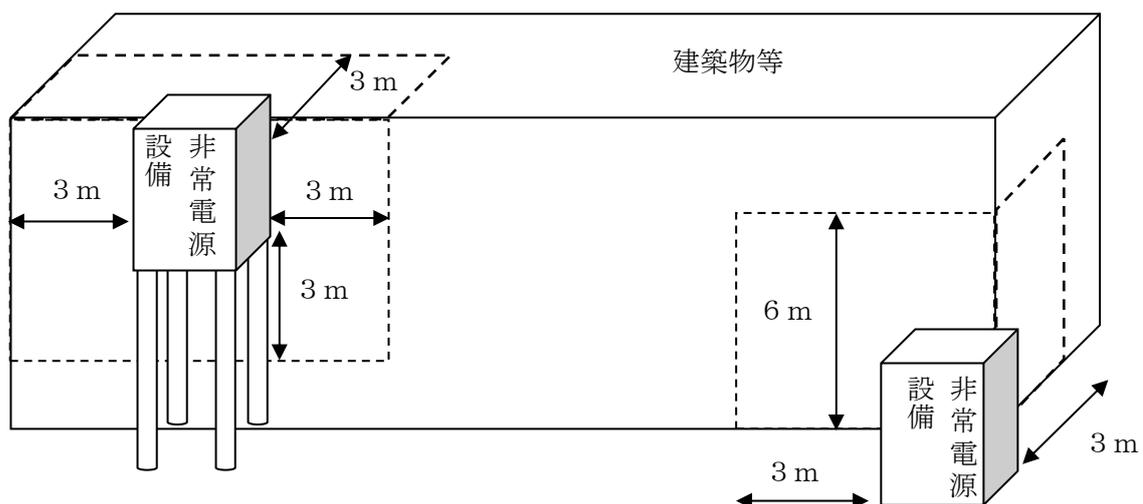
(5) 不燃材料で区画された機械室等

省令第 12 条第 1 項第 4 号イ(二)(1)に規定する不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室をいう。

(6) 隣接する建築物等の部分

非常電源設備に隣接する建築物及び工作物の部分で、非常電源設備の設置面から上方 6 メートル（以下「m」という。）以内、下方 3 m 以内及び変電設備等の側方 3 m 以内をいう。なお、奥行きがあるような壁面や非常電源設備の上端より下段にある天井の場合は、非常電源設備から 3 m 以内の部分も前述同様に含む。（図 1 参照）

(図 1) ※点線内が「隣接する建築物等の部分」を指す。



2 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

設置場所は、次のいずれかによること。

ア キュービクル式

- (ア) 不燃専用室
- (イ) 不燃材料で区画された機械室等
- (ウ) 屋外
- (エ) 建築物の屋上

イ キュービクル式以外（非常電源専用受電設備）

- (ア) 不燃専用室
- (イ) 屋外(※)
- (ウ) 主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(※)

※ 隣接する建築物等の部分から3 m以上の距離を有するとき、または当該非常電源設備から3 m未満の範囲に隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

機器名		保有距離を確保する部分			
		操作面	点検面	換気面 (自然換気口を含む)	その他の面
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0
キュービクル式 以外	閉鎖型 (外箱に収納されたもの)	1.0※1 (1.2)※2	0.6 ※1	0.6 ※1	0.2 ※1
	オープン式		0.8 ※1	-	

欄中の「-」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

※1 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、建築物等が隣接するときは3 mの保有距離が必要。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合は、表中の数字とすることができる。

※2 操作面が相互に面するもの。

3 自家発電設備

自家発電設備は、省令第12条第1項第4号ロの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

設置場所は、2(1)を準用する。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

(単位：m)

機器名	保有距離を確保する部分												建築物等	
	操作面(前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互面	相対する面				変電設備・蓄電池設備との距離			
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式	キュービクル式以外		
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	-	-						0	1.0	1.0
キュービクル式以外	自家発電装置	-	-	-	-	0.6※1	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	-	3.0
	制御装置等の操作盤	1.0※1	0.6※1	0.2※1	0※1	-	-							
	燃料タンク・原動機	-	-	-	-	-	0.6※2	-	-	-	-	-	-	-

欄中の「-」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

※1 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、建築物等が隣接するときは3mの保有距離が必要。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合は、表中の数字とすることができる。

※2 予熱する方式の原動機にあつては、2mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間不燃材で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

4 蓄電池設備

蓄電池設備は、省令第12条第1項第4号ハの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

設置場所は、2(1)を準用する。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

(単位：m)

設置する設備	保有距離を確保する部分												建築物等
	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互面	相対する面				池設備と 変電設備・蓄電 の距離		
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式	キュービクル式以外	
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	-	-	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外	蓄電池	-	0.6 ※1	-	0.1 ※1	-	0.6 ※2	-	-	-	-	-	-
	充電装置	1.0 ※1	0.6 ※1	0.2 ※1	0 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-

欄中の「-」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

- ※1 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、建築物等が隣接するときは3mの保有距離が必要。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合は、表中の数字とすることができる。
- ※2 架台等を設けることにより、それらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

附 則

- 1 この基準は令和3年4月1日から施行する。